

令和7年12月25日  
島根県防災部防災危機管理課  
防災係 松本  
TEL 0852-22-5885  
FAX 0852-22-5930

## 島根県防災対策本部会議の開催結果について

### 1. 開催日時

令和7年12月25日（木）15時45分～16時10分

### 2. 会議概要

場所：島根県庁6階 防災センター室

出席者：知事、副知事、各部局長、女性活躍推進統括監、教育長、  
警察本部長及び松江地方気象台観測管理官等 計23名

### 3. 内容

#### （1）気象情報について

【松江地方気象台】年末年始の気象情報について

・p. 1～p. 4のとおり

#### （2）年末年始の対応等について

【健康福祉部】年末年始における健康福祉部の対応

①外来診療を行う医療機関等の対応

・p. 6のとおり

②感染症対策等についての県民への呼びかけ

・p. 7のとおり

③水道事業者等への対応

・p. 7のとおり

【農林水産部】鳥インフルエンザ対策

・p. 8のとおり

【商工労働部】令和8年正月における大社地域の交通渋滞対策

・p. 9～12のとおり

#### 【土木部】

①年末年始における公共土木施設等の安全管理の強化

・p. 13のとおり

②異常降雪を想定した雪害対応

・p. 14のとおり

#### 【防災部】災害体制の基準

・p. 15～20のとおり

・年末年始の期間中についても、災害や危機管理事案の発生又はそのおそれがある場合には、職員が登庁し、対応する体制を確保している。

・「しまね防災メール」により、お知らせする最新の気象情報などを、その都度確認いただきたい。

- ・各部局、地方機関におかれでは、災害体制基準や、職員の緊急連絡先の確認など、参集体制の確保をお願いする。

### (3) 知事からの指示事項等

(各部局・地方機関に対する指示)

- ・今回の年末年始は休みが長くなっています。

各部局、地方機関においては、大雪や地震などの災害対応、また、突発的な危機管理事案に緊張感を持って備え、初動に遅れが生じないよう、今一度、災害体制、国の緊急連絡体制、職員の緊急連絡体制の確認をしてください。

- ・鳥インフルエンザについては、先般、中国地方において、鳥取県や岡山県の養鶏場で発生しており、県内でも発生リスクが高い状態が続いています。農林水産部には、各養鶏場での発生防止対策を改めて徹底するようお願いします。各部局においては、休み中の発生に備えて、職員の連絡体制、動員体制を再確認し、万が一に備えてください。
- ・次に、雪害への対応です。先ほど気象台から説明がありましたように、26日から27日にかけてと、1月3日から4日にかけては、寒気の影響で気温も低く、山沿いを中心に大雪が見込まれるとのことです。道路の除雪については、国、市町村、関係機関との連携体制の確認を再度行うほか、車の立ち往生が発生した場合に備え、対応に万全を期すようお願いします。
- ・様々な注意事項がございますので、今一度、体制の確認、連絡先が不在の場合の次の連絡先などの確認も含めて、確認をお願いいたします。

(市町村に向けて)

- ・また、市町村の皆さんにおかれても、災害や危機管理事案に備え、年末年始期間中の県との連絡体制や、初動体制の確認を今一度お願いします。

(県民の皆様に向けて)

- ・最後に県民の皆さんへのお願いです。気象状況については、今後、まとまった降雪が見込まれていることから、交通機関への影響や、農業施設への被害、気温の低下による水道管の凍結などに、注意が必要です。テレビや新聞、県の防災メールなどで最新の気象情報を確認していただき、早めの対応をお願いします。
- ・感染症については、現在、季節性インフルエンザの感染が拡大しており今後、新型コロナウイルス感染症との同時流行も懸念されます。引き続き、手洗いなどの手指衛生、こまめな換気、場面に応じたマスクの着用など、基本的な感染症対策に心がけていただくようお願いします。また、帰省や旅行など人と接する機会が増えますので、移動先の感染状況にも注意し、自主的な感染予防に心がけていただくようお願いします。

#### 4. 会議資料に関する問い合わせ先

##### 【健康福祉部】

内 容：外来診療を行う医療機関等の対応に関すること  
担当課：医療政策課  
担当者：秀浦  
連絡先：0852-22-5637

内 容：感染症対策等について県民への呼びかけに関すること  
担当課：薬事衛生課  
担当者：古割  
連絡先：0852-22-6530

内 容：水道事業者等への対応に関すること  
担当課：薬事衛生課  
担当者：小野  
連絡先：0852-22-6180

##### 【農林水産部】

内 容：鳥インフルエンザ対策に関すること  
担当課：畜産課  
担当者：高橋  
連絡先：0852-22-5827

##### 【商工労働部】

内 容：令和8年正月における大社地域の交通渋滞対策に関すること  
担当課：商工政策課  
担当者：明正  
連絡先：0852-22-6528

##### 【土木部】

内 容：年末年始における公共土木施設等の安全管理の強化に関すること  
担当課：土木総務課  
担当者：鳥谷  
連絡先：0852-22-6078

内 容：異常降雪を想定した道路の雪害対応に関すること  
担当課：道路維持課  
担当者：中村  
連絡先：0852-22-6568

##### 【防災部】

内 容：災害体制の基準に関すること  
担当課：防災危機管理課  
担当者：松本  
連絡先：0852-22-5885



島根県

## 島根県防災対策本部会議

【日 時】令和7年12月25日（木） 15時45分～

【場 所】島根県庁6階 防災センター室

【次 第】

1. 年末年始の気象情報について（松江地方気象台）
2. 年末年始の対応等について
3. 知事指示事項

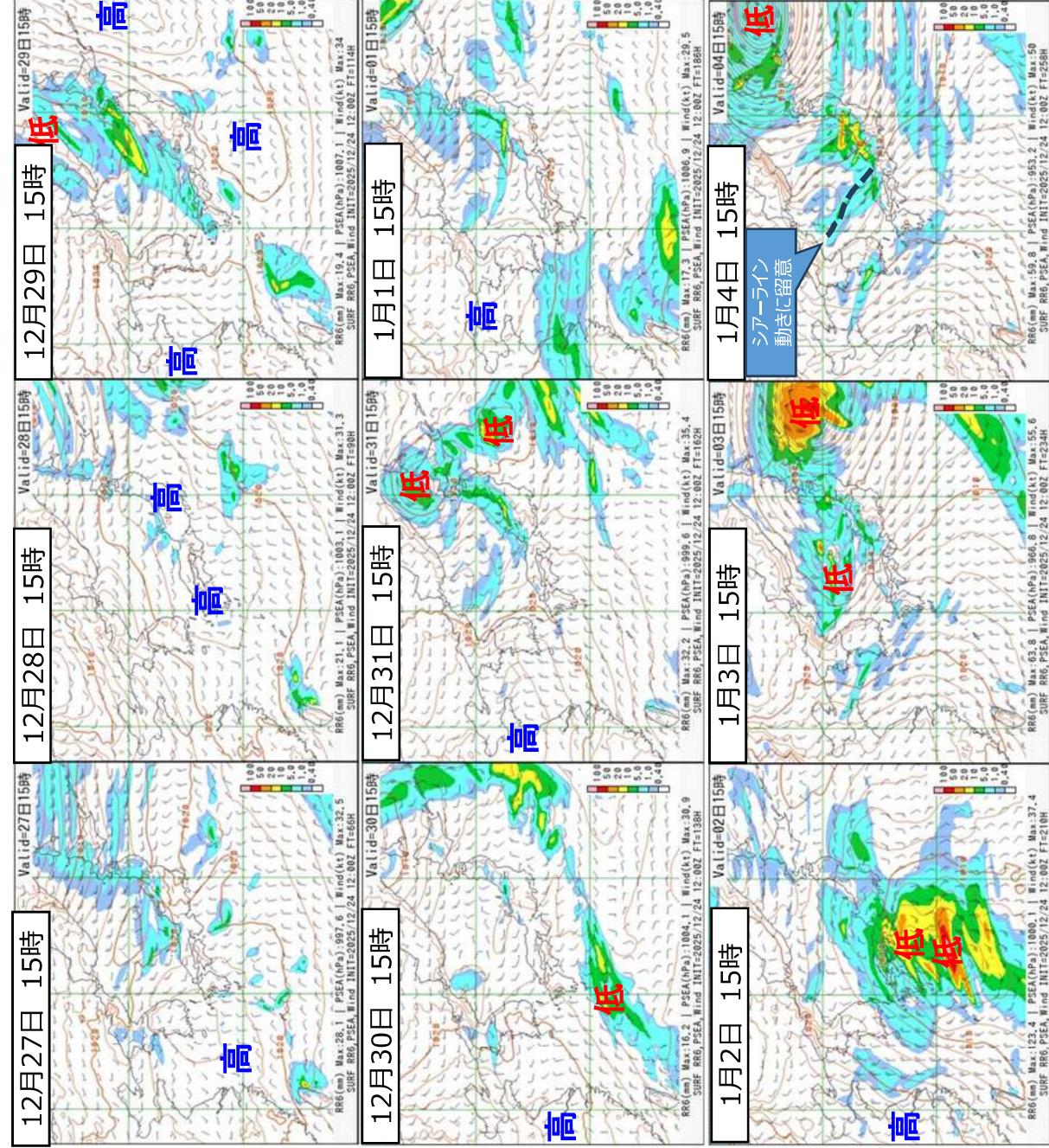
令和7年12月25日  
松江地方気象台

# 1. 年末年始の気象情報について

# 年末年始の気象情報について

<週間天気予報（12月25日11時発表）> <数値予報資料による地上天気図と前6時間降水量（予想）>

日付	明後日 27日(土)	28日(日)	29日(月)
最高気温	暴一時雪か雨	暴	暴—時雨
降水確率[%]	60	40	60
風速	-	B	B
松江 最高 気温 (℃)	7 (6～10)	11 (10～13)	13 (12～15)
最低 気温 (℃)	0 (-1～3)	2 (0～4)	2 (0～4)
日付	30日(火)	31日(水)	01日(木)
最高気温	暴	暴	暴—時雨か雪
降水確率[%]	40	40	50
風速	B	B	C
松江 最高 気温 (℃)	12 (10～14)	10 (8～12)	9 (7～13)
最低 気温 (℃)	3 (1～5)	2 (1～4)	3 (0～4)



<解説>

年末年始は高気圧の圈内で曇りや晴れを主体とした日が多い予想ですが、年始は寒気の流入に留意が必要です。

12月27日は前日の寒気の影響が朝頃まで残り、29日と1月2日を中心に気圧の谷や前線の影響で雨が降るでしょう。1月3日～4日は寒気が次第に強まる影響で4日を中心に降雪が見込まれます。予想される寒気が強く雪の降り方に留意が必要です。

予想には不確実性が含まれています。  
常に最新の気象情報をご利用ください。

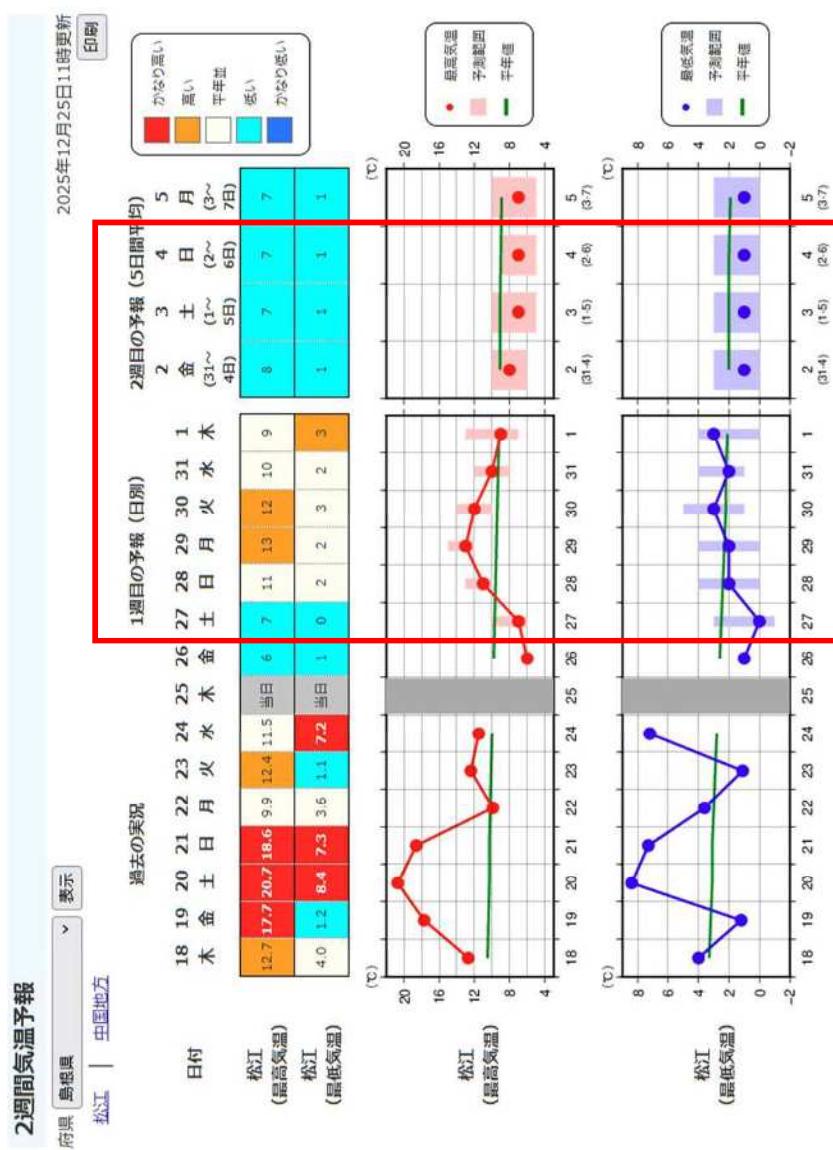
\*この図は数値予報の計算結果をそのまま画像化したもののです。  
実際に発表する天気予報や気象情報等とは異なります。

シーライン  
風向や風速が急に変化しているところを結んだ線

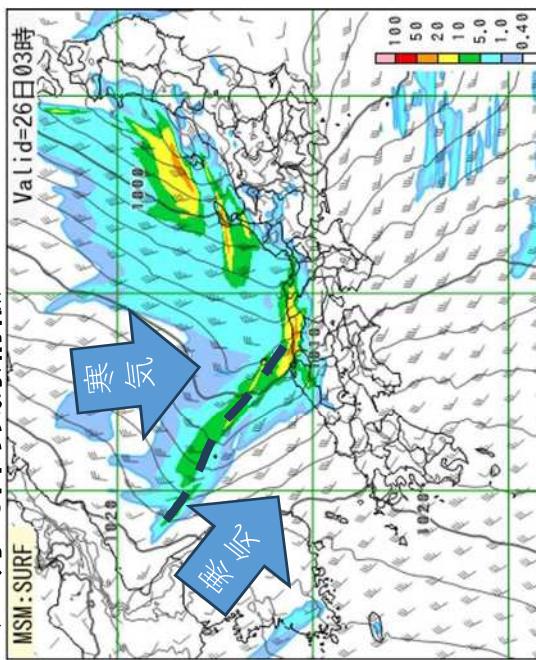
# 2週間気温予想と26日の天気



## 2週間気温予報



## <12月26日の気象情報>



※この図は数値予報の計算結果をそのまま画像化したもので、実際に発表する天気予報や気象情報等とは異なります。

26日を中心に西高東低の冬型の気圧配置が強まり、真冬並みの寒気が流れ入するため、海上では雪を伴った非常に強い風が吹き、警報級の高波となるでしょう。

また、山沿いを中心に降雪が強まり大雪となる見込みです。

## 高波に警戒

## 風雪と大雪に十分注意してください。

※大雪のピーク(は明日午前中)予想以上に冬型の気圧配置が強まつたり、発達した雪雲がかかった場合、暴風雪や警報級の大雪となる可能性があります。

**最高気温・最低気温について**  
27日は寒気の影響で最高気温・最低気温とも平年より低い予想ですが、28日から元旦にかけては、最高気温・最低気温とも平年並みですが、平年よりもあるでしょう。  
1月2日～4日にかけては、寒気の影響で最高気温・最低気温とも平年より低い予想です。

25-26日の量的	最大	24時間降雪量 (25日12時～26日12時)
風:	陸上18メートル	東部 平地10センチ 山沿い40センチ
	海上23メートル	西部 平地10センチ 山沿い35センチ
		隠岐 10センチ 波: 6m

# 大雪のおそれに対する気象情報報と対応

参考  
資料

松江地方気象台  
Matsue Local Meteorological Office.

## 気象状況

14日前～6日前

大雪の数日～  
約1日前  
大雪の可能性が  
高くなる

大雪の  
半日～数時間前

大雪の数時間  
～2時間程度前

雪の降り方が一回  
激しくなり、記録的大  
雪のおそれがある

広い範囲で  
数十年に一度の大雪

## 気象庁の情報・対応

大雪に関する早期天候情報  
(その時期としては10年に1度程度しかおきないような暑い  
降雪量となる可能性が高まっているとき注意を呼びかけ)

大雪に関する気象情報  
(概ねの対象地域や予想降雪量を示して、  
大雪となる可能性を共有)

記者会見  
(大雪により社会的に影響が大きないと予想  
される場合に実施)

大雪に対する気象情報  
(大雪に対する警戒を呼びかけ)

大雪に対する一層の警戒を呼びかけ  
  
頭著な大雪に関する気象情報  
(短時間の大雪に対する一層  
の警戒を呼びかけ)  
  
見出し文のみの短文形式情報  
重大な災害の発生する可能性  
が高まり、一層の警戒が必要となるよう短時間の大雪  
となることが見込まれる場合

記者会見  
(大雪に対する最大級の警戒を呼びかける  
ため実施)

## 他機関との連携

大雪に対する緊急発表  
(国交省と共に)

## 大雪による被害

- ・鉄道の間引き運転  
(少雪地)
- ・高速道路の通行止  
・交通機関の運休
- ・立ち往生車両の発生  
・農業用ハウスや簡易的な建物の倒壊
- ・幹線道路の通行止  
・孤立集落の発生
- ・大規模な交通渋滞
- ・住宅の倒壊





## 2. 年末年始の対応等について



島根県

年末年始における健康福祉部の対応

健康福祉部

## 1. 外来診療を行う医療機関等の対応

市町村が運営する在宅当番医、休日診療所で対応  
なお、休日・夜間に子どもの急病等で受診すべきかどうかの相談については、  
「島根県子ども医療電話相談（# 8000）」で対応

(県のホームページに以下の情報を掲載)

- ・在宅当番医、休日診療所等の情報（こちらをクリック、またはQRコードを読み取り）
- ・「島根県子ども医療電話相談（# 8000）」の情報（こちらをクリック、またはQRコードを読み取り）





# 島根県　年末年始における健康福祉部の対応

健康福祉部

## 2. 感染症対策等についての県民への呼びかけ

季節性インフルエンザの感染が拡大しており、今後、新型コロナウイルス感染症との同時流行も懸念されるため、年末年始に向けて、ホームページ掲載により、県民の皆様へ次のことなどに心がけるよう呼びかけ

- ・手洗い・手指消毒、換気、場面に応じたマスクの着用をすること
- ・発熱や風邪症状などの症状がある場合は、無理せらず自宅で安静に過ごし、周囲にうつさない配慮をすること
- ・医療機関を受診する場合は、事前に医療機関へ連絡し指示を受けること

## 3. 水道事業者等への対応

寒気による水道施設への被害や水管凍結による断水、積雪等による停電等が発生する恐れがあるため、水道事業者等（29か所）に対し、水道施設の監視の強化、停電が発生した際の非常電源の確保方法の再確認など、注意喚起の文書を発出済



島根県

# 鳥インフルエンザ対策

## 1. 国内での発生状況（12月25日時点）

### (1) 養鶏場

1道1府6県10事例、約365万羽で発生  
(昨年同期 11道県13事例147万羽)

### (2) 野鳥

1道10県61事例を検出

## 2. 昨年の県内発生を踏まえた対策

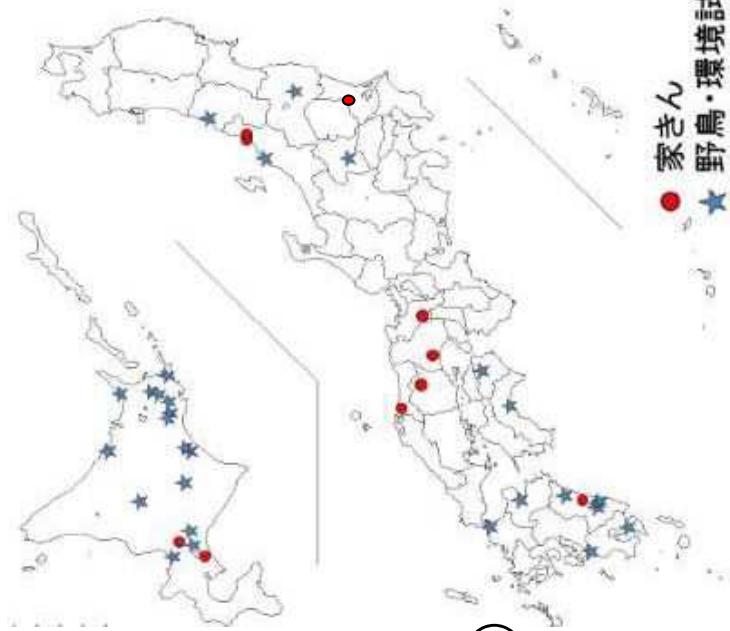
### (1) 養鶏場での対策

防疫対策の強化のため鶏舎の改修や周辺環境の整備  
(樹木伐採や舗装等)などを支援

### (2) 防疫措置の見直し

発生時の職員動員割合の変更、殺処分作業の時間管理と  
安全管理の見直しなどを実施

	地 域	疑似患畜 判定日	用 途	羽数(約)	亜 型
1	北海道白老町	10/22	採卵鶏	45.9万羽	H5N1
2	北海道恵庭市	11/2	採卵鶏	23.6万羽	H5N1
3	新潟県胎内市	11/4	採卵鶏	63万羽	H5N1
4	新潟県胎内市	11/9	採卵鶏	28万羽	H5N1
5	新潟県日向市	11/22	肉用鶏	4.8万羽	H5N1
6	鳥取県米子市	12/2	肉用鶏	7.5万羽	H5N1
7	兵庫県姫路市	12/16	採卵鶏	24万羽	H5N1
8	岡山県津山市	12/20	採卵鶏	43万羽	H5N1
9	京都府亀岡市	12/24	採卵鶏	28万羽	H5
10	茨城県城里町	12/25	採卵鶏	97万羽	H5



## 3. 年末年に向けた対策

### (1) 鶏舎周辺の一斉消毒（消石灰散布）を命令（12月6日～15日）

### (2) 年末年始の消毒に使う消石灰を配布

### (3) 異常鶏が発生した場合の早期通報の徹底

### (4) 野鳥の監視（死亡野鳥の通報への対応）を継続



島根県

# 令和8年正月における大社地域の交通渋滞対策

商工労働部

観光客の満足度の向上と地元住民の生活道の確保のため、大社交通渋滞対策実行委員会が下記の取組を行います。

## 1. 対策主体

大社交通渋滞対策実行委員会（事務局：出雲市観光交流部観光課）

## 2. 対策期間

令和7年12月31日（水）～令和8年1月1日（木・祝）、2日（金）、3日（土）

## 3. 対策の概要

対策	内容
①交通規制等	<p>○期間 12月31日22:00～1月1日4:00 1月1日～3日 各日9:00～16:00</p> <p>○宮内交差点での通行規制（東進車両右左折禁止）等 主要交差点及び出雲大社周辺駐車場への警備員配置</p> <p>○一般車両（民地借上等含む）駐車場 出雲大社周辺 約1,900台 誘導看板を設置</p> <p>※1月1日～3日は、大社小学校等を臨時駐車場として借上利用</p>
②出雲大社周辺駐車場の確保	<p>出雲大社周辺の渋滞・駐車場空状況の情報提供。 <a href="https://www.taisha-traffic.net">https://www.taisha-traffic.net</a></p> <p>【渋滞状況】GoogleMapの交通情報をリアルタイムで反映</p> <p>【駐車場空状況】 12月31日22:00～1月1日3:00 1月1日～3日 各日9:00～17:00 (1時間ごとに更新)</p>
③渋滞・駐車場空状態の情報提供	<p>○1月1日～4日終日 ワイナリー系統は全便運休</p> <p>○1月1日～4日各日9:00～16:00 吉兆館に臨時バス停を設け、電鉄大社駅、正門前、出雲大社バスターミナルなどのバス停からは乗降不可</p>
④路線バス	



島根県

## 令和8年正月における大社地域の交通渋滞対策

商工労働部

対策	内容
⑤団体バスコントロール	○1月1日のみ実施 出雲大社外苑駐車場のバス駐車レーンに限りがあるため、団体バス予約システムによる管理及び現地バスコントロールスタッフによる待機場所への回送
⑥一畠電車を利用したパーク＆ライドの促進	○雲州平田駅 ⇔ 出雲大社前駅(1/1～1/3) 雲州平田駅周辺パーク＆ライド無料駐車場 計210台 駅西側駐車場 50台（常時）、平田図書館 60台（1/1～3日）、 平田文化館 100台（1/1～3日）
⑦無料シャトルバス運行	○川跡駅 ⇔ 出雲大社前駅（1/1と1/2のみ） 川跡駅周辺パーク＆ライド無料駐車場 計411台 出雲だんだんトマトアリーナ 411台（1/1～2日）
⑧情報発信	○浜山公園 ⇔ ご縁広場 運行日：1月1日、2日、3日 運行時間：10:00～17:00（20分間隔） 浜山公園第一駐車場：400台
⑨交通対策協力金	○交通案内チラシを配付 〔県内〕12月広報いすゞも折込 観光施設、道の駅、宿泊施設、レンタカー会社等、高速道路(山陰道・松江道)SA・PA 〔県外〕高速道路(米子道等)PA、道の駅 ○県、出雲市、出雲観光協会等のホームページに交通案内を掲載 ○各日渋滞予測、駐車場情報を報道機関への掲載、放送依頼（新聞、ラジオ等）
	○観光客に対して交通対策協力金をお願いする取組を実施中 期間：令和7年11月1日～令和8年1月12日 実施場所：出雲大社周辺の駐車場（みせん広場、歴博など）、 神門通り、神迎の道（勢溜～四つ角）、お宮通り、宮内周辺の飲食店や土産物店 協力金額：1台あたり200円（任意）



寧波縣

令和8年正月

商工勞動部

策対滯渋を通交の域地大社がる

**令和8年初詣**

# 出雲大社周辺交通規制図

状況が今すぐ確認出来る!!

スマートフォン  
タブレットから

QRコード

※機器により表示されない場合があります。

12/31～1/1  
22:00～3:00  
1/1～1/3  
9:00～17:00

大社 滞留

<https://www.taisha-traffic.net>

車の方必見 出雲大社周辺

渋滞・駐車場

情報提供サイト

12月31日 22:00～1月1日 4:00



1月1日～1月3日 9:00～16:00





# 島根県 令和8年正月における大社地域の交通渋滞対策

商工労働部

## 旦一畠電車

### 正月三が日 抜粋時刻表

**初詣は公共交通機関を利用していましょう**

## 1月1日～3日 松江・出雲 ⇒ 大社 方面

松江しんじ湖温泉 ⇒ 川跡

電鉄出雲市 ⇒ 出雲大社前

## 1月1日～3日 松江・出雲 ⇒ 大社 方面

川跡 ⇒ 川跡

電鉄出雲市 ⇒ 電鉄出雲市

## 1月1日～3日 松江・出雲 ⇒ 大社 方面

出雲大社前 ⇒ 出雲大社前

電鉄出雲市 ⇒ 川跡

川跡 ⇒ 松江しんじ湖温泉

## 路線バス案内

初詣期間中（1月1日～4日）は  
臨時時刻表で運行します！



出雲大社（吉兆館）

JR出雲市駅

スマートフォン/  
タブレットから

1月1日～4日  
路線バス 時刻表



機種によって見られない  
場合があります

松江 しんじ湖温泉	電鉄 出雲市	川跡(着)	川跡(発)	出雲 大社前	川跡(着)	川跡(発)	川跡 ⇒ 川跡	松江 しんじ湖温泉	電鉄 出雲市
7:10	7:19	7:11	7:19	7:22	7:33	8:44	8:46	8:57	9:34
7:15	7:53	8:03	7:54	8:05	8:16	9:15	9:29	9:40	10:17
7:58	8:36	8:46	8:37	8:48	8:59	9:58	10:09	10:12	10:22
8:41	9:19	9:29	9:18	9:26	9:31	9:42	10:41	10:52	11:00
9:24	10:02	10:12	10:01	10:09	10:14	10:25	11:24	11:35	11:43
10:07	10:45	10:55	10:44	10:52	10:57	11:08	12:07	12:18	12:26
(急)10:33	11:06	11:11					12:37	12:49	13:09
10:50	11:28	11:38	11:27	11:35	11:40	11:51	12:50	13:01	13:07
11:33	12:11	12:21	12:10	12:18	12:23	12:34	13:20	13:28	13:32
12:16	12:54	13:04	12:53	13:01	13:06	13:17	14:03	14:15	14:35
12:58	13:37	13:47	13:36	13:44	13:49	14:00	14:16	14:27	14:30
13:42	14:20	14:30	14:19	14:27	14:31	14:42	15:29	15:41	15:53
14:25	15:03	15:13	15:02	15:10	15:15	15:26	15:42	15:53	16:08
15:08	15:46	15:56	15:45	15:53	15:58	16:09	16:25	16:36	16:42
15:51	16:29	16:39	16:00	16:08	16:10	16:22	17:08	17:19	17:25
16:34	17:12	17:22	17:11	17:19	17:26	17:37	18:35	18:46	18:52
17:17	17:55	18:05	17:56	18:04	18:07	18:18	19:30	19:41	19:44
18:00	18:38	18:48	18:39	18:47	18:50	19:01	20:19	20:30	20:33
18:55	19:33	19:43	19:34	19:42	19:45	19:56	21:01	21:12	21:15

▶全時間帯の時刻表は、一畠電車のホームページ[<https://www.ichibata.co.jp/railway/>]にてご確認ください。▶**急**は急行列車。途中停車駅にご注意ください。





# 島根県 年末年始における公共土木施設等の安全管理の強化

土木部

例年の対応として、土木部内の各機関（本庁及び地方機関）に、以下の対策を実施するよう指示

1. **工事現場の安全管理強化**
  - ・県発注の工事現場において、保安施設設置の徹底・確認等、安全管理の強化について受注者に指示
  - ・特に、道路については、夜間事故の防止のため、連休までに赤色灯・保安灯の点検に重点を置いた夜間パトロールを実施
2. **県管理施設（指定管理含む）の安全管理強化**
  - ・道路については、路面や斜面等について、パトロールを強化し、危険箇所については、必要な措置を連休までに実施（穴ぼこ）の補修等）
  - ・災害復旧事業における工事発注予定箇所等の危険が想定される箇所については、立ち入りを防止するなど必要な措置をとり、安全管理を強化
  - ・親水護岸等の一般の利用が予想される施設については、事前に点検を行い、不具合等が見られる場合は、必要な措置を連休までに実施
3. **緊急連絡体制の確認**
  - ・公衆災害発生時など、緊急時に速やかな体制がとれるよう職員及び指定管理者、委託業者の緊急連絡体制の確認
4. **除雪態勢の強化**
  - ・気象・積雪の状況、道路交通状況等を速やかに把握し、迅速かつ適切な除雪活動が行えるよう、除雪等業務受注者や他の道路管理者等の関係機関と休日等の連絡体制の確認を指示



# 島根県 異常降雪を想定した道路の雪害対応

土木部

大雪のおそれがある場合は、「異常降雪を想定した行動計画」（除雪タイムライン）等に基づき、  
関係機関と連携して以下の対応を実施

## 1. 関係機関との情報共有

- ・島根県のほか、松江地方気象台、国土交通省、NEXCO西日本、市町村、警察で構成される「島根県冬期情報連絡本部関係者会議」（テレビ会議形式）において、気象情報や除雪状況、通行止め、車両滞留等に関する情報を隨時共有

## 2. 関係機関と連携した除雪対応

- ・高速道路と直轄国道の予防的通行規制区間ににおいて、国土交通省やNEXCO西日本と連携し、車両の流入が予想される県道等の路線の除雪を早めに開始
- ・松江市街地においては、交通量の多い主要な道路について、積雪の少ない段階で除雪作業に着手（松江市と連携）

## 3. 広報活動の強化

- ・状況により、X（旧ツイッター）やラジオ放送などにより、県民に対して「車での不要不急の外出自粛」を呼びかけ

## 4. その他

- ・例年の対応として、今月7日～13日の期間中に「冬タイヤの装着」や「チエーン携行」等を呼びかけるラジオCMの放送を実施済であり、1月にはテレビCMを活用し、県民に対して「大雪時の車での不要不急の外出自粛」を求める予定



# 災害体制の基準

防災部

## 1. 風水害体制の基準

(1 / 2)

体制	基 準	体 制 の 決 定			動 員
		本 庁	地 方 機 関	自動配備	
警戒体制	1 県内の地域で大雨警報若しくは洪水警報が発表されたとき（災害対策本部等の本部を設置した場合を除く）	自動配備	（大雨警報等が発表された市町村を所管する地区）	防災部、道路維持課、河川課、砂防課及び地方機関の指定された職員を配備	防災部、道路維持課、河川課、砂防課及び地方機関の指定された職員を配備
	2 防災危機管理課長が必要と認めたとき	防災危機管理課長が決定し、配備する	—	防災部の指定された職員を配備	防災部の指定された職員を配備
	3 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認めたとき	—	支庁長、県土整備事務所所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、配備する	支庁長、県土整備事務所所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する	支庁長、県土整備事務所所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する
災害警戒本部	1 県内の地域で大雨警報が発表され、かつ24時間雨量が200mm以上と予想されるとき	自動設置	（大雨警報等が発表された市町村を所管する地区）	自動設置（大雨警報等が発表された市町村を所管する地区）	風水害第1又は第2動員を配備※1
	2 防災部長が必要と認めたとき	防災部長が決定し、設置する	防災部長が決定し、指示する	防災部長が決定する	防災部長が決定する
	3 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認めたとき	—	支庁長、県土整備事務所所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	支庁長、県土整備事務所所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する	支庁長、県土整備事務所所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する

※災害警戒本部設置時の動員体制は原則、第1動員体制を配備する。ただし、被害の状況等により第2動員体制への格上げが必要な場合は、防災部長が決定し、災害警戒本部員へ通知する。



# 島根県

島根県  
防災部

## 1. 風水害体制の基準

(2/2)

体 制	基 準	体 制 の 決 定			動 員
		本 庁	地 方 機 関	自動設置 (特別警報が発表された 市町村を所管する地区)	
1	県内の地域で大雨・暴風・暴風雪・高潮・波浪特別警報のいずれかが発表されたとき	自動設置	自動設置 (特別警報が発表された 市町村を所管する地区)	風水害第3動員を配備	
2	県内の地域で大雨警報が発表され、かつ1時間雨量80mm以上で24時間雨量が200mm以上と予想されるとき	自動設置	自動設置 (大雨警報等が発表された 市町村を所管する地区)	風水害第3動員を配備	
3	災害が発生するおそれがある場合において、国が特定災害対策本部、非常災害対策本部、又は緊急災害対策本部を設置し、かつ島根県又が所管区域として告示されたとき	自動設置	自動設置	風水害第3動員を配備	
4	知事が必要と認めたとき	知事が決定し、指示する 設置する	知事が決定し、指示する	知事が決定する	
5	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認めたとき	一	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する	

- 1 地震、津波、風水害等複数の基準が重複する場合は、その中から最上位の基準を適用する。  
2 風水害第1～第3動員の人員は、別に定めるとこころによる。  
3 警察本部の災害体制は、島根県警察本部長の定めるところによる。  
4 県水防本部の災害体制は、県水防計画の定めるところによる。



# 島根県

防災部

## 2. 雪害体制の基準

(1 / 2)

体制	基 準	体 制 の 決 定			動 員
		本 庁	地 方 機 関	自動配備	
警 戒 体 制	1 県内の地域で大雪警報が発表されたとき(災害対策本部等の本部を設置した場合を除く)	自動配備 (大雪警報が発表された市町村を所管する地区)			防災部、道路維持課及び地方機関の指定された職員を配備
雪 害 警 戒 本 部	1 大雪警報が発表され、豪雪被害が発生するおそれがある場合、又は豪雪被害が発生した場合	1 防災危機管理課長が関係課長と協議した結果を防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する  2 緊急性が高い場合は、防災危機管理課長が防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する	1 防災部長が決定し、指示する  2 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	1 防災部長が決定し、指示する  2 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認められる地区防災委員会の構成機関の長と協議して決定し、設置する  3 緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	雪害第1動員又は第2動員を配備※1  支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する

※1 雪害警戒本部設置時の動員体制は原則、第1動員体制を配備する。ただし、被害の状況等により第2動員体制への格上げが必要な場合は、防災部長が決定し、雪害警戒本部員へ通知する。



## 2. 雪害管理体制の基準

(2/2)

体制	基 準	体 制 の 決 定			動 員
		本 庁	地 方 機 関		
災 害 対 策 本 部	1 大雪・暴風雪特別警報のいすれかが発表された場合	1 自動設置	1 自動設置 (特別警報が発表された市町村を所管する地区)	雪害第3動員を配備	
	2 災害の規模及び範囲から、特に対策が必要と知事が認めた場合	2 知事が決定し、設置する 3 防災部長が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する 4 警戒本部長(防災部長)が知事に報告し、知事が決定し、設置する	2 知事が決定し、指示する 3 防災部長が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する 4 警戒本部長(防災部長)が知事に報告し、知事が決定し、設置する	雪害第3動員を配備	
災 害 対 策 本 部	3 緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所大田事業所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、直ちに知事に報告する 4 緊急性が高い場合は地区警戒本部長(支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長)が決定し、直ちに知事に報告する	—	3 緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所大田事業所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、直ちに知事に報告する 4 緊急性が高い場合は地区警戒本部長(支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長)が決定し、直ちに知事に報告する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する	

雪害第1～第3動員の人員は、別に定めるとところによる。

警察本部の災害体制は、島根県警察本部長の定めるところによる。



# 島根県

## 災害体制の基準

防災部

### 3. 地震災害体制の基準

体 制	基 準	体 制 の 決 定			動 員
		本 庁	地 方 機 関	配 備 な し	
災害警戒本部	1 県内の地域で震度3の地震が観測されたとき	自動配備			防災部の指定された職員を配備
	1 県内の地域で震度4の地震が観測されたとき	自動設置 (震度4を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)			地震災害第1動員を配備 (本庁及び震度4を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)
	2 県内の地域で震度5弱の地震が観測されたとき	自動設置 (震度5弱を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)			地震災害第2動員を配備 (本庁及び震度5弱を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)
	3 防災部長が必要と認めたとき	防災部長が決定し、設置する			防災部長が決定し、指示する (本庁及び地区警戒本部が設置された地区)
	1 県内の地域で震度5強以上の地震が観測されたとき	自動設置 (震度5強以上を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)			地震災害第3動員を配備 (本庁及び震度5強以上を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)
	2 知事が必要と認めたとき	知事が決定し、設置する			知事が決定し、指示する

1 地震、津波、風水害等複数の基準が重複する場合は、そのなかから最上位の基準を適用する。

2 地震災害第1～第3動員の人員は別に定めるところによる。

3 警察本部の災害体制は島根県警察本部長の定めるところによる。



# 島根県

## 災害体制の基準

防災部

### 4. 津波体制の基準

体制	基 準	体 制 の 決 定	動 員
災害警戒本部	1 県沿岸に津波注意報が発表されたとき	自動設置 (津波予報区に該当する海岸線を有する地区)	津波災害第1動員を配備 (本庁及び津波予報区に該当する海岸線を有する地区)
災害対策本部	1 県沿岸に津波警報が発表されたとき 2 県沿岸に大津波警報が発表されたとき	自動設置 (津波予報区に該当する海岸線を有する地区) 自動設置 (津波予報区に該当する海岸線を有する地区)	津波災害第2動員を配備 (本庁及び津波予報区に該当する海岸線を有する地区) 津波災害第3動員を配備 (本庁及び津波予報区に該当する海岸線を有する地区)

- 1 地震、津波、風水害等複数の基準が重複する場合は、そのなかから最上位の基準を適用する。
- 2 津波災害第1～第3動員の人員は別に定めることによる。
- 3 警察本部の災害体制は島根県警察本部長の定めるところによる。